

岩手県告示第89号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、次のとおり特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、その旨公告する。

なお、同条第4項の規定により、平成22年2月2日から同月22日まで関係書類を縦覧に供する。

平成22年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧書類	縦覧場所
釜石地区	広域漁港整備事業	特定漁港漁場整備事業計画書の案	岩手県農林水産部漁港漁村課、釜石地方振興局水産部及び釜石市産業振興部